



茨城労働局発表
平成 28 年 4 月 28 日

【照会先】
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
室長補佐 渡邊 宏子
(直通電話)029-277-8294

「平成 28 年度茨城労働局労働行政運営方針」の策定について

茨城労働局（局長 西井 裕樹）では、今般、「平成 28 年度茨城労働局労働行政運営方針」を策定しました。

茨城労働局では、この運営方針に沿って、計画的な行政運営を図ることとしています。

「平成 28 年度茨城労働局労働行政運営方針」の主な概要は以下のとおりです。

1 茨城における労働行政を取り巻く情勢と課題

（1）「全員参加の社会」の実現加速

最近の県内の雇用情勢は、有効求人倍率が平成 26 年 3 月以降 1 倍台（いずれも季節調整値）で推移し改善の傾向が続いているものの、建設、介護等の分野における人手不足が顕在化するとともに、正社員の有効求人倍率については、1 倍に満たない状況等にある。このため、労働市場全体としてのマッチング機能を強化するとともに、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・高年齢者・障害者等の活躍促進などにより「全員参加の社会」の実現加速を図る。

（2）公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

茨城における所定外労働時間が全国で一番長くなっていること等から、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方改革の実現、労働条件の確保・改善、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり等の推進を行い、公正、適正で納得して働くことのできる環境の整備を図る。

2 労働行政の重点施策

(1) 総合労働行政機関として推進する重点施策

地域における総合労働行政機関として、地方自治体、関係団体等との連携を図るとともに、労働行政に対する理解と信頼を高めるための積極的な広報の実施、大学等での労働法制の普及等、地域に密着した行政を展開する。

(2) 雇用環境・均等室の重点施策

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得への促進に重点を置くとともに、成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けた積極的な周知広報を行う。併せて、パートタイム労働法の履行確保を図る。

また、年次有給休暇の取得促進等、働き方改革の推進を図るとともに、無期転換ルールの周知、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた周知・啓発等労働条件の確保・改善対策を行う。

(3) 労働基準部の重点施策

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等を行い、法定労働条件の順守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、労働条件の確保・改善に向けた総合的な施策を推進する。

(4) 職業安定部の重点施策

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進や、人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善（＝事業主自身が職場自体の魅力アップ）、正社員希望者に対する就職支援、若者・高年齢者・障害者などの雇用対策を進めるとともに、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方自治体の講じる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、国と地方自治体との連携を一層強化する。

(5) 労働保険適用徴収業務等の重点施策

労働保険料等の適正徴収等を実施するとともに、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。